

佐賀県告示第 224 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 3 年 7 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
たけうち小児科	神崎市神埼町本堀 2707-2	令和元年 9 月 1 日
Carrot 浜玉クリニック	唐津市浜玉町浜崎 219 番地 外	令和元年 11 月 1 日
伊万里整形外科病院	伊万里市木須町 4450 番地	〃
岩井手薬局	武雄市山内町鳥海 9781-1	令和元年 11 月 3 日
訪問看護ステーション つなぐ、	神崎市千代田町餘江 1211 番 地 3	令和元年 11 月 9 日